船橋市農業委員会委員候補者評価委員会運営要綱

(設置)

- 第1条 船橋市農業委員会の委員候補者(以下「候補者」という。)に係る評価を市長に報告するため、船橋市農業委員会委員候補者評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (任務)
- 第2条 委員会は、市長の求めに応じ、候補者の評価を行い、市長に報告するものとする。
- 2 委員会は、候補者の評価に当たり、推薦を受け、又は募集に応じた各候補者の活動歴 等の審査を行うとともに、面接その他適当と認める方法による審査等を行う。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命するものとする。
 - (1) 農業委員会を所管する副市長
 - (2) 総務部長
 - (3) 経済部長
 - (4) 農水産課長
 - (5) 農業委員会事務局長
 - (6) 農業に識見を有する者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

(招集)

- 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が議長となり議事を整理する。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様 とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年12月18日から施行する。